

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－規－本専－004	承認日	2003.5.25	1/2
職務権限規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

(目的)

第1条 この規定は、石川勤労者医療協会の業務執行に関する各職員の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規定における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 職位とは組織規定に定める法人組織上の地位をいう。
- (2) 職務とは法人業務を行うべき業務について、各職位に遂行すべきものとして割り当てられたものをいう。
- (3) 権限とは職務遂行にあたって、その行為の効力を最終的に発生させ、その実施を指令する機能及び限界をいう。各職位には次の権限がある。
 - ① 立案し決裁を求める権限
 - ② 申請事項の内容について審議する権限
 - ③ 所轄事項について自己の責任において決定する権限
 - ④ 決定したことを自ら実施し、所属職員に実施させる権限
 - ⑤ 決定・命令権限のある職位に対し、専門的技術的立場で助言、勧告を行う権限
 - ⑥ 職務遂行の結果を確認するために、報告・連絡を求める権限
- (4) 責任とはその職位にある個人が遂行しなければならない職務内容、若しくはその職位に伴う責務をいう。
 - ① 分担された職務を積極的に遂行すべき責任
 - ② 職務遂行の結果に対する責任
 - ③ 職務遂行の結果について、報告・連絡をなすべき責任

(命令系統の統一)

第3条 命令系統は統一を保ち、正当な理由なくこれを乱すことがあってはならない。

(業務遂行)

第4条 業務は命令系統の統一的秩序と職務分掌範囲の厳格な維持のもと、関係部門と十分協議し、意思疎通を図り執行しなければならない。

(権限行使)

- 第5条 1、権限は法人の方針、諸規定等に定めら基準に従い、自らの責任において行使することを原則とする。
ただし、権限を委任又は代行させた場合は、この限りではない。
- 2、職務権限を行使する際、何人にも干渉されることはない。

(権限の尊重)

第6条 各職位は組織を尊重し、他の職位の職務及び権限を侵してはならない。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－規－本専－００４	承認日	2003.5.25	2/2
職務権限規定					作成者 国光哲夫	承認者 原 和人

(権限の委任)

第7条 各職位は自己の職務の一部を直属の役職者の委任することができる。

(権限の代行)

第8条 1、職位にあるものが出張その他事故によりその権限を一時的に行使することができない場合は、直属の(上位・下位)の役職者がその権限を代行する。

2、長期間不在になる場合は、別に任命して代行させることができる。

(報告義務)

第9条 職位にあるものは職務権限を行使した結果について、必要事項を適宜報告しなければならない。

(責任の所属)

第10条 1、職務権限を行使すること又は行使しなかったことによって生じる結果に対して、責任を負わなければならない。

2、職務権限の委任を受けたり、権限行使を代行するものは、その権限の行使又は不行使の結果について責任を持たなければならない。

(付則)

この規定は、2003年6月1日より施行する。この規定の改廃は、理事会において行う。